

鈴鹿市農業委員会告示第2号 農業委員会総会の開催

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条の規定により、次のとおり鈴鹿市農業委員会第20回総会を開催するので、鈴鹿市農業委員会総会会議規則（昭和32年農委告示第4号）第2条第1項の規定により告示する。

令和7年2月7日

鈴鹿市農業委員会
会長 鈴木 秀

- 1 日時 令和7年2月14日（金）午前10時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館12階 1201会議室
- 3 事項（1）農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
（2）農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
（3）農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
（4）農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について
（5）農地法第5条第4項の規定による協議について
（6）農用地利用集積計画について など